年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認栃木地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要	1.	今回0)あっ	みせん	楽	の根	牙要
----------------	----	-----	-----	-----	---	----	----

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 8 件

国民年金関係 1件

厚生年金関係 7件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 11件

国民年金関係 3件

厚生年金関係 8件

栃木国民年金 事案 883

第1 委員会の結論

申立人の平成3年8月から5年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和46年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年8月から5年2月まで

私が大学生の時、学生も国民年金に強制加入になったという通知が届き、 母が加入手続と保険料の納付をしてくれていたので、申立期間が未納とさ れていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「学生が国民年金に強制加入となった時、区役所から通知が届いて国民年金に加入した。」としており、申立人の当時居住していた区では、 当該時期に該当者に対して案内をしていたと回答している。

また、申立人の国民年金の加入手続を行い、保険料を納付していたとするその母は、「私が国民年金に任意加入していた時は、保険料を集金で納めていたが、娘の時は、区役所から送付された納付書により、銀行や郵便局で納めていた。保険料は 9,000 円ぐらいであった。」と具体的に説明しており、区によると、「以前は集金で納めていたが、昭和 52 年 10 月から、希望者は個人納付ができるようになった。」と回答しているところ、申立人の国民年金被保険者名簿の自主納付申出欄には「平成3年4月1日」との記載が確認できる上、納付したとする金額は申立期間の保険料額とほぼ一致しているなど、申立内容に不自然さは見られない。

さらに、その母は、昭和 48 年 8 月から第 3 号被保険者となる直前の 61 年 3 月まで、国民年金に任意加入し、保険料を全て納付しており、納付意識の高さがうかがえる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格喪失日は、昭和 19 年 12 月 28 日であると認められることから、申立期間に係る資格喪失日の記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、70円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名: 男(死亡)

基礎年金番号 :

生年月日: 明治40年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和19年10月1日から22年7月1日まで

② 昭和22年10月31日から23年3月1日まで

戦前からずっとA社で働いていたが、厚生年金保険の加入記録はその一部しか無いので、年金事務所で調べてもらったところ、昭和17年6月から19年9月までの記録が見つかった。また、22年7月から同年9月までは、別の事業所での記録が見つかった。残りの期間についても、よく調べてもらいたい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の孫が、申立人の年金記録の訂正を求めて 行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①のうち昭和19年10月1日から同年12月28日までの期間について、B県保健福祉部高齢対策課の発行する軍歴証明書から、申立人が同年8月5日に陸軍に召集され、同年12月28日に召集解除されたことが確認できるところ、オンライン記録によると、申立人はA社において同年10月1日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失していることが確認できる。

しかしながら、申立人は、当該資格喪失日の時点では既に陸軍に召集されており、同日に被保険者としての資格を喪失したとは考え難いことから、召集解除の時点までは被保険者としての資格を有していたと認められる。

また、当時の厚生年金保険法第59条の2では、昭和19年10月1日から22年5月2日までに被保険者が陸海軍に徴集又は召集された期間については、その厚生年金保険料を被保険者及び事業主共に全額を免除し、被保険者

期間として算入する旨規定されている。

したがって、申立人が陸軍に召集されていた期間については、仮に被保険者としての届出が行われておらず、法第75条の規定による、時効によって消滅した保険料に係る期間であっても、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とすべきであるものと考えられる。

これらを総合的に判断すると、申立人の資格喪失日は、軍歴証明書から召集解除されたことが確認できる昭和19年12月28日とすることが妥当である。

また、当該期間の標準報酬月額については、健康保険厚生年金保険被保険 者名簿で確認できる申立人の昭和19年9月の記録から、70円とすることが 妥当である。

2 申立期間①のうち昭和19年12月28日から22年7月31日までの期間及び申立期間②について、A社の従業員カードを見ると、申立人の入社は5年12月、退社は52年9月となっており、当該期間について退職又は休職していたことを示す記載は見られない。

しかしながら、前述のとおり、申立人は昭和19年8月5日に陸軍に召集され、一時休職していたことが認められる上、オンライン記録によると、22年7月1日から同年10月31日までの期間については、別事業所において厚生年金保険の加入記録が確認できる。

また、申立人及びその妻は既に死去しており、本件申立てを行ったその子から聴取しても、申立人の当該期間における勤務状況及び厚生年金保険の加入状況について具体的な証言は得られない。

さらに、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、申立期間②について一緒に勤務していたとする元同僚も、申立人と同様、昭和23年3月1日に被保険者資格を取得していることが確認できる。

加えて、申立人が、当該期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる関連資料(給与明細書、賃金台帳等)、周辺事情は見当たらない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び②について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を、事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立てに係る標準賞与額の記録を、申立期間①については30万2,000円、申立期間②については24万2,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和30年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年7月25日

② 平成16年12月25日

A社から申立期間①及び②について賞与を支給され、厚生年金保険料が控除されている。しかし、オンライン記録では、当該賞与に係る記録が無いため、標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間①及び②に係る標準賞与額については、事業主から提出された賞与明細書における賞与支給額及び厚生年金保険料控除額から、申立期間①については30万2,000円、申立期間②については24万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業 主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いこと から、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所(当時)に対して行ったか否かについては、これを判断できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び②について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を、事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立てに係る標準賞与額の記録を、申立期間①については5万9,000円、申立期間②については17万8,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和25年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年7月25日

② 平成16年12月25日

A社から申立期間①及び②について賞与を支給され、厚生年金保険料が控除されている。しかし、オンライン記録では、当該賞与に係る記録が無いため、標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間①及び②に係る標準賞与額については、事業主から提出された賞与明細書における賞与支給額及び厚生年金保険料控除額から、申立期間①については5万9,000円、申立期間②については17万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業 主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いこと から、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所(当時)に対して行ったか否かについては、これを判断できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び②について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を、事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立てに係る標準賞与額の記録を、申立期間①及び②のいずれも 18 万5,000 円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和56年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年7月25日

② 平成16年12月25日

A社から申立期間①及び②について賞与を支給され、厚生年金保険料が控除されている。しかし、オンライン記録では、当該賞与に係る記録が無いため、標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①及び②の標準賞与額の相違について申し立てているが、 厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標 準賞与額を改定又は決定し記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が 源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基 づく標準賞与額の範囲内であることから、これら標準賞与額のいずれか低い方 を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間①及び②に係る標準賞与額については、事業主から提出された賞与明細書における賞与支給額及び厚生年金保険料控除額から、申立期間①及び②のいずれも18万5,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業 主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いこと から、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主

が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所(当時)に対して行ったか否かについては、これを判断できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成15年8月1日から同年9月1日までの期間について、標準報酬月額18万円に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額を、18万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を 履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和18年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年7月14日から16年4月1日まで 申立期間のA社における給与支給額は約17万円であったが、給与からは 標準報酬月額24万円に相当する厚生年金保険料が控除されているので、記 録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間のうち、平成15年8月1日から同年9月1日までの期間に係る標準報酬月額については、給与支給明細書において確認できる報酬月額及び保険料控除額から、18万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社が保管する被保険者報酬月額訂正届の写しによると、申立人の当該期間に係る標準報酬月額が17万円と決定されていることが確認できることから、事業主は、申立人に係る当該期間の標準報酬月額を17万円として届け、その結果、社会保険事務所(当時)は、18万円の標準報酬月額に見合う保険

料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、平成15年7月14日から同年8月1日までの期間、及び同年9月1日から16年4月1日までの期間については、オンライン記録上の標準報酬月額が、給与支給明細書で確認できる報酬月額に基づく標準報酬月額と一致又は超えていることから、当該期間について記録訂正する必要は認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和54年4月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を20万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を 履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和18年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和46年1月11日から54年3月31日まで

② 昭和54年3月31日から同年4月1日まで

③ 昭和58年8月1日から59年10月21日まで

申立期間①及び②のA社では、超過勤務時間が月に200時間前後だったので、給与の支給額と国の記録とに差がある。また、昭和54年3月31日まで勤務したのに最後の1日の空白期間がある。申立期間③のB社の給与は、固定給プラス歩合給で、営業成績は常に社内トップだったが、申立期間の給与支給額と国の記録とに差があるので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②について、雇用保険の加入記録、稟議書の写し及び事業主の回答から、申立人が当該期間においてA社に勤務し、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間に係る標準報酬月額については、申立人に係る当該事業所における昭和54年2月のオンライン記録から20万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和54年4月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所(当時)がこれを同年3月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は申立人に係る同年3月分の保険料について

納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間①について、申立人のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原 票の標準報酬月額の記録とオンライン記録は一致している上、当該記録は遡及 して訂正された形跡はなく、不自然さは見受けられない。

また、オンライン記録により、申立期間当時、当該事業所の同部署で勤務していた同僚として申立人が名前を挙げた者の標準報酬月額と比較しても、申立人の標準報酬月額が特段低いとは認められない。

さらに、当該事業所は、「資料が残っていないため当時のことは不明。」としており、申立人の当該期間における標準報酬月額及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

加えて、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の関連資料は無い。

申立期間③について、申立人のB社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原 票の標準報酬月額の記録とオンライン記録は一致している上、当該記録は遡及 して訂正された形跡はなく、不自然さは見受けられない。

また、オンライン記録により、申立期間当時のB社における、他の厚生年金被保険者の標準報酬月額と比較しても、申立人の標準報酬月額が特段低いとは認められない。

さらに、当該事業所は、平成14年4月に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、申立期間当時の賃金台帳等は確認できない。

加えて、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の関連資料は無い。

このほか、申立期間①及び③において、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立期間①及び③について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により、給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格喪失日に係る記録を昭和43年10月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を3万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を 履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和20年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年9月30日から同年10月1日まで昭和43年4月に入社し、60年8月に退職するまでA社C支店に勤務していた。ところが、会社の事情によるためではあるが、厚生年金保険の被保険者記録では、支店間を変遷した記録となっており、B支店からD支店に異動した際の43年9月の1か月間の空白期間が存在する。入社から退職まで継続して勤務していたので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、雇用保険の加入記録及び元同僚の証言から、申立人がA 社に継続して勤務し(同社B支店から同社D支店に異動)、申立期間に係る厚 生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、複数の元同僚は、「同社の人事異動は常に月初めであった。」と証言していることから、申立人に係る同社B支店における資格 喪失日を昭和43年10月1日とすることが妥当である。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人に係るA社B支店における昭和43年8月のオンライン記録から、3万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主が資格喪失日を昭和43年10月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所(当時)がこれを同年9月30日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事

務所は、申立人に係る同年9月の保険料について納入の告知を行っておらず (社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険 料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立人に係 る当該期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

栃木国民年金 事案 884

第1 委員会の結論

申立人の昭和55年4月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和30年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年4月から61年3月まで

昭和55年4月に結婚した際、国民年金に加入しないと将来年金の受給資格を満たさなくなることが心配だったので、結婚と同時に加入したはずである。加入手続と申立期間中の保険料納付は夫が行っており、1年分の保険料を前納していた。夫の記録は納付済みとなっているのに、私の分だけが未納とされているのは納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は国民年金の加入手続及び保険料納付に直接関与しておらず、申立 人に係る国民年金の手続等を行っていたとするその夫の記憶は曖昧であるこ とから、申立期間に係る国民年金の加入手続及び保険料納付の状況が不明で ある。

また、申立人が所持する年金手帳に記載された国民年金手帳記号番号は、昭和61年5月に払い出されていることから、申立人が国民年金に加入したのはこの頃と考えられ、この時点で申立期間のうち、59年3月までの期間は時効により納付できない期間であったと考えられる上、納付可能であった期間についても、遡って納付したとの供述は得られない。

さらに、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた形 跡もうかがえない。

このほか、申立人の夫が申立期間について国民年金保険料を納付していた ことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、申立期間の保険料を 納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

栃木国民年金 事案 885

第1 委員会の結論

申立人の昭和53年4月から59年12月までの期間及び平成元年5月から同年8月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和29年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和53年4月から59年12月まで

② 平成元年5月から同年8月まで

昭和 58 年 10 月に結婚し、母親と妻に勧められて国民年金に加入した。加入手続は妻が行ってくれて、申立期間①の保険料ついては、母親がまとめて公民館で納付してくれた。また、申立期間②の保険料については、妻が夫婦二人分を一緒に納付してくれたので、申立期間①及び②が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与していないとしており、申立期間①の保険料を納付したとするその母親からは高齢のため当時の状況を聴取することができず、申立期間②の保険料を納付したとするその妻から聴取しても、保険料の納付に係る記憶が曖昧であることから、申立期間の保険料の納付状況が不明である。

また、申立期間①について、申立人は、母親が6年分をまとめて公民館で納付したと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された昭和61年7月の時点で、当該期間の大半が時効により納付できない期間であるとともに、オンライン記録によると、申立期間①の直後である60年1月から61年3月までの保険料は、62年2月23日に納付されており、これは同日時点で納付可能な期間を最大限遡って納付したものであることから、これ以前の期間については納付できなかった可能性が考えられる。

さらに、申立期間②について、A市の国民年金被保険者名簿を見ると、申立人が平成元年5月17日に、国民年金保険料の口座振替を止めるよう申し出

たことが確認でき、その理由について、「年金が受給できるか分からないので廃止したとのこと」と記載されている上、オンライン記録によると、申立期間②の直後である同年9月から3年3月までの保険料は、同年10月25日に過年度納付されており、これは同日時点で納付可能な期間を最大限遡って納付したものであることから、これ以前の期間については納付できなかった可能性が考えられる。

加えて、申立人が所持している平成元年分の確定申告書を見ると、社会保険料控除の欄に、「9万 5,100 円」と記載されており、これは同年1月から同年12月までの国民年金保険料の合計額と一致するが、前述のとおり、同年9月から同年12月までの保険料は3年10月に過年度納付されていることなどから、仮に申立人が申立期間②の保険料を平成元年中に納付したとしても、同年中の納付額の合計は9万 5,100円にはならないと考えられ、当該確定申告書をもって申立期間②の保険料を納付したと認めるのは困難である。

このほか、申立人に対し別の手帳記号番号が付与された形跡はうかがえず、 申立期間①及び②の保険料を納付したことをうかがわせる関連資料(家計簿、 確定申告書等)も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

栃木国民年金 事案 886

第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 9 月から 63 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和38年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年9月から63年3月まで

短期大学を卒業し、昭和59年4月に就職したが、その会社は厚生年金保険が無かったので、国民年金への加入手続を行い、保険料は毎月会社近くの金融機関で支払っていたので、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和59年4月頃に国民年金の加入手続を行い、申立期間の保険料を、毎月会社近くの金融機関で納付していた。」としているが、加入手続をした場所、申立期間の保険料額は記憶していないとしているなど、当時の記憶は具体的とは言い難いことから、当該期間における加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の年金手帳には、加入手続を行ったとする昭和59年4月頃の住所は記載されておらず、63年4月に転入したA市(現在は、B市)の住所が記載されているとともに、当該手帳に記載された国民年金手帳記号番号は、前後の被保険者の資格取得日等から、同年4月頃に同市で払い出されたものと推認できることから、申立人が国民年金に加入し、保険料を納付するようになったのは、この頃と考えられる。

さらに、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡はうかが えず、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付したことをうかがわせる関連 資料(家計簿、確定申告書等)は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名: 女(死亡)

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 明治28年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年9月1日から22年4月7日まで A社に勤務していた期間の一部について、厚生年金保険の加入記録が無い ので、被保険者として認めてもらいたい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の孫が、申立人の年金記録の訂正を求めて 行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人及びその夫は既に死去しており、その子から聴取しても、申立人の勤務状況について具体的な証言が得られないことなどから、申立期間における勤務状況が不明である。

また、申立人は昭和20年9月1日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失しているところ、元同僚は、「A社は、終戦直後はほとんど商売をしていなかった。」と証言しており、事実、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、20人以上の同僚が、申立人と同日に資格喪失していることが確認できる。

さらに、当該元同僚は、昭和21年1月から継続して勤務していたとしているにもかかわらず、健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、23年3月1日に被保険者資格を取得していることが確認できる。

加えて、申立人が、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる関連資料(給与明細書、賃金台帳等)、周辺事情は見当たらない。

栃木厚生年金 事案 1466 (事案 1283 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和21年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和51年6月26日から54年3月1日まで

② 昭和55年6月15日から58年8月1日まで

③ 昭和59年4月1日から61年8月16日まで

④ 昭和61年8月16日から平成元年10月15日まで

ねんきん定期便を確認したところ、申立期間①、②、③及び④について、 厚生年金保険の加入記録が無いことが分かった。いずれも厚生年金保険料が 給与から控除されていたので、厚生年金保険の被保険者期間であったことを 認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①、②、③及び④に係る申立てについては、雇用保険の加入記録、 国民年金の納付記録、事業所が保管している人事資料及び元同僚の証言など から総合的に判断したところ、申立人が厚生年金保険被保険者として当該期 間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認め ることはできないとして、既に当委員会の決定に基づく平成22年11月24日 付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

再申立てに当たり、申立人から市役所で年金相談をした際のものであるとしてメモが提出され、申立人は、申立期間①、②、③及び④において間違いなく勤務していたと主張しているが、当該資料からは、申立人が厚生年金保険の被保険者として厚生年金保険の保険料を控除されていたことを推認することはできない。

このほか、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男(死亡)

基礎年金番号 :

生年月日: 大正15年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年7月7日から24年5月1日まで

昭和21年7月からA社に勤務していたが、厚生年金保険の加入記録は24年5月からになっている。申立期間について継続して勤務していたので、被保険者として認めてもらいたい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の子が、申立人の年金記録の訂正を求めて 行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

A社の従業員カードを見ると、申立人の入社年月日は昭和21年7月7日となっていることから、申立人が申立期間において、A社に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、申立人は既に死去しており、本件申立てを行ったその子から 聴取しても、厚生年金保険の加入状況について具体的な証言は得られない。

また、当時の同僚は、昭和21年1月から継続して勤務していたとしているにもかかわらず、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、23年3月1日に被保険者資格を取得していることが確認できる。

さらに、申立人が申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる関連資料(給与明細書、賃金台帳等)、周辺事情は見当たらない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男(死亡)

基礎年金番号 :

生年月日: 明治35年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年8月20日から22年7月1日まで

戦前から戦後にかけて、A社に勤務していたが、厚生年金保険の加入記録は昭和20年8月20日までとなっている。同日以降も継続して勤務していたので、被保険者として認めてもらいたい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の子が、申立人の年金記録の訂正を求めて 行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人及びその妻は既に死去しており、本件申立てを行ったその子から聴取しても、申立人の勤務状況について具体的な証言が得られないことから、申立期間における勤務状況が不明である。

また、オンライン記録によると、申立人は昭和20年8月20日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失しているところ、元同僚は、「A社は、終戦直後はほとんど商売をしていなかった。」と証言しており、事実、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ても、20人以上の被保険者が、同年8月又は同年9月に資格喪失していることが確認できる。

さらに、申立人が申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる関連資料(給与明細書、賃金台帳等)、周辺事情は見当たらない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名: 女(死亡)

基礎年金番号 :

生年月日: 明治38年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年9月1日から22年4月7日まで

戦前から戦後にかけて、A社に勤務していたが、厚生年金保険の加入記録は昭和20年9月1日までとなっている。同日以降も継続して勤務していたので、被保険者として認めてもらいたい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の子が、申立人の年金記録の訂正を求めて 行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人及びその夫は既に死去しており、本件申立てを行ったその子から聴取しても、申立人の勤務状況について具体的な証言が得られないことから、申立期間における勤務状況が不明である。

また、オンライン記録によると、申立人は昭和20年9月1日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失しているところ、元同僚は、「A社は、終戦直後はほとんど商売をしていなかった。」と証言しており、事実、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ても、20人以上の被保険者が、同年8月又は同年9月に資格喪失していることが確認できる。

さらに、申立人が申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる関連資料(給与明細書、賃金台帳等)、周辺事情は見当たらない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 25 年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年4月21日から同年8月21日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間について厚生年金保険の被保険者記録が抜けている。給与から厚生年金保険料が控除されていたはずなので、当該期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、複数の同僚の証言から、申立人がA社に継続して勤務していたことは推認できる。

しかしながら、当該期間に係る申立人の雇用保険の加入記録により、昭和63年9月26日に資格を取得した後、平成元年4月20日に離職し、再度、同年8月22日に資格を取得していることが確認でき、これは、申立人の当該事業所における厚生年金保険の加入記録とおおむね一致している。

また、申立期間当時、当該事業所において事務を担当していた同僚によると、 申立人については、申立期間当時、勤務形態等に変更があり、記録どおりの届 出を行ったと思う旨証言している。

さらに、当該事業所は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、当時の人事記録及び給与関係書類を確認できず、事業主にも連絡が取れないことから、当時の状況を確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金 保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和25年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年2月1日から同年9月21日まで 本社に応援で出向していた頃だと思うが、申立期間に係る標準報酬月額が、 実際に受けていた給与の支給額とかなり相違している。退職まで給与は下が ったことが無かったので、記録の確認をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人のA社B工場に係る標準報酬月額は、平成5年8月から6年1月までは38万円となっており、申立期間に係る同年2月から同年8月までは28万円となっているところ、申立人は当該事業所での給与支給額は下がることは無かったと主張している。

しかし、当該事業所の総務担当の同僚は、「申立期間当時、B工場では仕事が無くなってきており、申立人を含む何人かは、出向応援という形で本社に応援に行っていた。本社では応援の手当などの諸手当が良かったので、給与もかなり高くなっていたが、B工場に帰ってきてからはその手当の分だけ給与は低くなったはずである。」と証言している。

また、当該事業所は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、申立期間当時の工場長は「適用事業所でなくなった後、関係資料はすべて本社に送ってしまったため、確認することができない。」としている。

さらに、本社は別会社と合併しており、合併後の事業所からの回答が得られないことから、申立人の勤務状況及び厚生年金保険の保険料控除について確認することができない。

このほか、申立期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立期間について申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金 保険料を、事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和33年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年6月1日から10年2月17日まで ねんきん定期便によると、平成9年6月以降、標準報酬月額が26万円から18万円に減額されている。しかし、仕事の内容及び給与支給額に変更は 無かったので納得がいかない。正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人のA社における平成9年5月の標準報酬月額は26万円と記録されており、B社において資格取得した同年6月以降、申立期間に係る標準報酬月額は18万円と記録されていることが確認できる。

また、申立人は、申立期間について、標準報酬月額26万円に基づく保険料が給与から控除されていたとしているところ、市役所から提出された、申立人に係る平成9年の課税資料において確認できる社会保険料控除額から算定した厚生年金保険料に見合う標準報酬月額は、オンライン記録上の標準報酬月額に近い額であることが確認できる。

さらに、申立人に係る標準報酬月額の記録は、遡及して訂正されているなど の不自然な点は見当たらない。

加えて、B社は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、事業主は、「保険料控除については当時の資料が無く、経理を担当していた母は既に亡くなっているため確認できない。」と回答している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。